

細街路拡幅整備協議書

年 月 日

品川区長 あて

建築主		住所
		氏名
連絡者	住所	電話 ()
	氏名	土地所有者
	住所	氏名
	電話 ()	電話 ()
	Mail	

品川区細街路拡幅整備要綱第5条に基づき、後退用地および隅切用地の整備ならびに管理について、下記により協議します。

後退用地の地名地番	品川区	丁目	番	(住居表示 番号)
前面道路の種類別	1. 区道	2. 私道	3. その他 ()	
後退用地の権限	1. 寄付	2. 無償使用	3. 私 有	
隅切用地の権限	1. 寄付	2. 無償使用	3. 私 有	4. 隅切なし
整備の方法	1. 区施工	2. 自主施工 (大企業・開発環境指導要綱・その他)		
整備の概要	道路の位置	後退延長	後退面積	整備の詳細
	東・西・南・北	m	m ²	L形等移設・境石設置
	東・西・南・北	m	m ²	L形等移設・境石設置
	東・西・南・北	m	m ²	L形等移設・境石設置
	隅切の位置		隅切面積	整備の詳細
	東・西・南・北		m ²	L形等移設・境石設置
	東・西・南・北		m ²	L形等移設・境石設置
助成制度	電柱類の移設	有 (NTT・東電)	無	【区受付欄】
	その他の助成金	()	()	
		()	()	
後退表示板の設置		する	しない	
建築工事着工予定日		年 月 日		
建築工事完了予定日		年 月 日		

- 【添付図書】①案内図 ②配置図 ③公図の写し ④登記事項証明書
⑤区による道路拡幅整備の主要な要件への確認書 (※区施工の場合)
⑥道路断面、求積等の配置図に付随する図表

同意書

私は、品川区細街路拡幅整備要綱第5条に基づく細街路拡幅整備協議書に添付する配置図および道路断面、求積等の配置図に付随する図表について、近隣建築等の調査の参考資料として公開することに同意します。

建築主 氏名 印 (署名または記名押印)

※個人情報の保護に関する法律および関係法令等に基づき、個人情報の部分は消去します。

① 細街路拡幅整備協議書

② 年 月 日

品川区長 あて

③

建築主 住所 東京都品川区広町 2-1-36
氏名 品川 太郎
連絡者 住所 東京都品川区広町 2-1-36
氏名 ○○○一級建築士事務所 土地所有者 住所 東京都品川区広町 2-1-36
電話 03(5742)6772 氏名 品川 太郎
Mail xxx@xxxxxx.co.jp 電話 03(5742)6772

品川区細街路拡幅整備要綱第5条に基づき、後退用地および隅切用地の整備ならびに管理について、下記により協議します。

後退用地の地名地番		品川区 広町二丁目 3775番 2 (住居表示 1番 36号)							
前面道路の種類別		1. 区道 ② 私道 3. その他 ()							
後退用地の権限		1. 寄付 2. 無償使用 ③ 私有							
隅切用地の権限		1. 寄付 2. 無償使用 ③ 私有 4. 隅切なし							
整備の方法		① 区施工 2. 自主施工 (大企業・開発環境指導要綱・その他)							
整備の概要		道路の位置		後退延長		後退面積		整備の詳細	
		「整備の概要」の欄は空欄のままご提出ください。 (副本受取時にご記入いただきます。)							
助成制度	適用有無	電柱類の移設		① (NTT・東電)		無		【区受付欄】	
		その他		()					
	の助成金		()						
後退表示板の設置		① する		しない					
建築工事着工予定日		令和〇〇年 〇〇月 〇〇日							
建築工事完了予定日		令和〇〇年 〇〇月 〇〇日							

- 【添付図書】 ①案内図 ②配置図 ③公図の写し ④登記事項証明書
⑤区による道路拡幅整備の主要な要件への確認書 (※区施工の場合)
⑥道路断面、求積等の配置図に付随する図表

同意書

私は、品川区細街路拡幅整備要綱第5条に基づく細街路拡幅整備協議書に添付する配置図および道路断面、求積等の配置図に付随する図表について、近隣建築等の調査の参考資料として公開することに同意します。

建築主 氏名 印 (署名または記名押印)

※個人情報の保護に関する法律および関係法令等に基づき、個人情報の部分は消去します。

【注意事項】

- ① 協議書は正副2部をご提出ください。副本はコピーしたものでも構いません。
- ② 受付時にご記入ください。年数は、和暦・西暦のどちらでも構いません。
- ③ 建築主や土地所有者が複数存在する場合は、余白または別紙にご記載ください。
土地所有者の情報が引越や売買等で謄本と一致しない場合、**住民票や戸籍謄本、売買契約書（写）、遺産分割協議書等**を添付してください。
連絡者は、区から図面の修正等を依頼したときに対応可能な方をご記入ください。また、**メールアドレス**を必ずご記入ください。
- ④ 前面道路が「区道」の場合、後退用地の権限は原則として「寄付」または「無償使用」となり、前面道路が「私道」の場合、後退用地の権限は「私有」となります。
- ⑤ 東京都建築安全条例第2条に基づく隅切（建築物の敷地面積から除く必要はない。）を整備する場合は「私有」をご記入ください。
前面道路が「区道」で、道路区域に編入（建築物の敷地面積から除くこととなる。）するご予定の場合、「寄付」または「無償使用」をご記入ください。
- ⑥ 基本的に「区施工」となります。
ただし、「建築主が大企業（中小企業基本法第2条に基づく中小企業者以外）のとき」及び「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱の適用を受ける開発を行う者」の後退用地の整備は「自主施工」となります。
- ⑦ 受付時は空欄のままで構いません。（副本受取時にご記入いただきます。）
- ⑧ 「電柱類の移設」に関する助成制度の適用有無他をご記入ください。その他の助成を受けようとする場合、「工事等の種別」をご記入ください。
なお、助成制度の対象者は個人などに限られます。
- ⑨ 後退表示板設置の有無についてご記入ください。
- ⑩ 建築工事の予定をご記入ください。年数は、和暦・西暦のどちらでも構いません。
- ⑪ 添付図書は全て2部ずつご提出ください。（添付図書⑤は整備の方法が「区施工」の場合のみ、ご提出ください。）
添付図書②および⑥は**別紙「配置図等の作成方法」に合わせて作成**の上、ご提出ください。
添付図書③および④は**3か月以内のもの**（インターネット取得版も可）をご提出ください。
- ⑫ **配置図等を参考資料として公開するため、同意書欄にご署名（またはご記名と押印）いただいた上で、協議書の提出をお願いいたします。**
建築主が複数存在する場合は、同意書の欄内にご署名等いただくようお願いいたします。

裏面もご確認ください。

【その他】

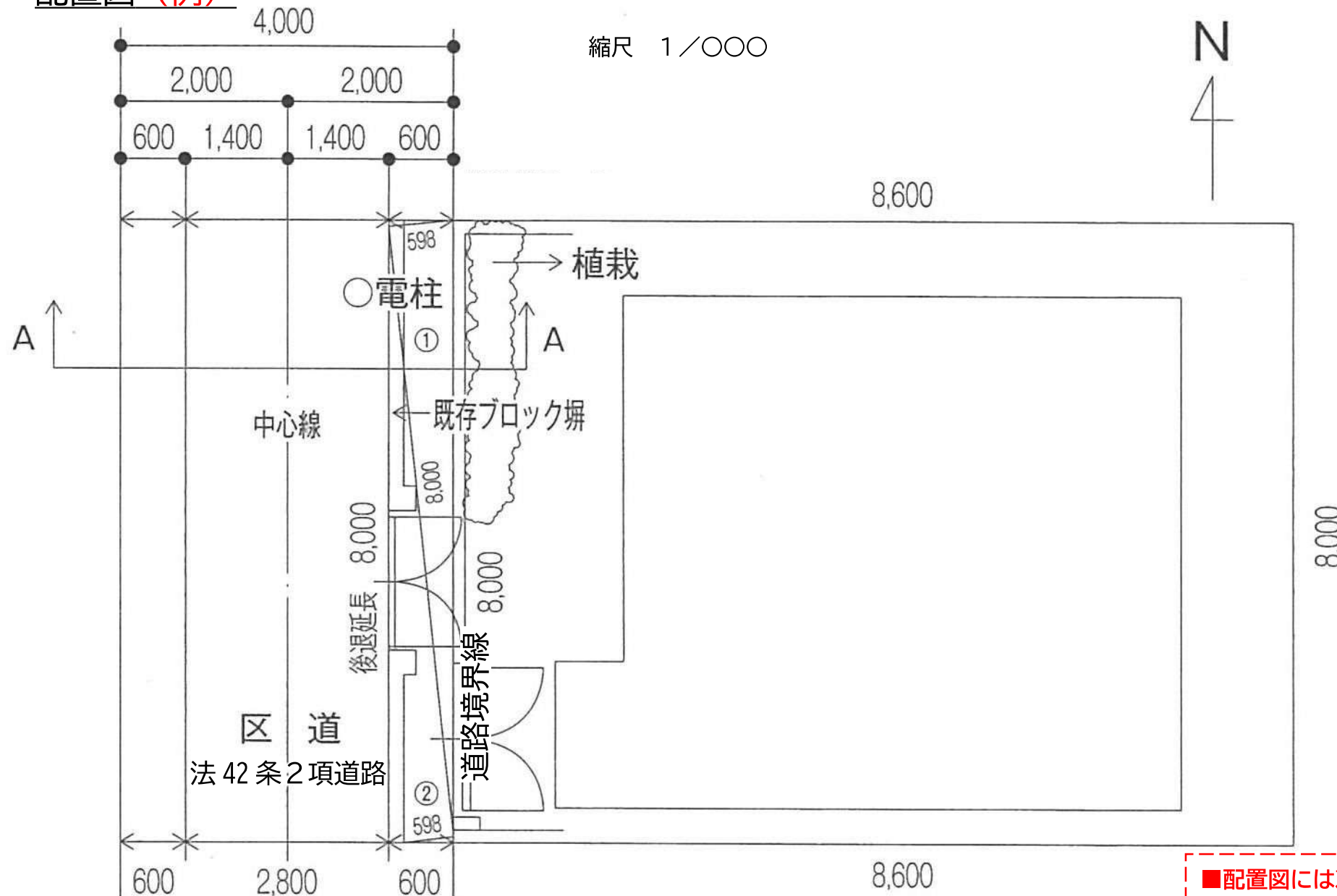
- ・土地の売買、有効宅地の算出等のための細街路拡幅整備協議は受付していません。
- ・協議書を受付してから協議済となるまで、概ね**2～3週間**かかりますので、余裕を持った申請を行ってください。なお、図面の修正等をしていただく期間は含めていません。
- ・添付図書や図面の情報に不足がある場合は、受付できない場合がございます。
- ・添付図書について、①～⑥以外に参考になる図面や資料（道路調査の参考図や地積測量図、借地割図等）があれば、適宜ご提出ください。
- ・委任状の提出は不要としています。

- ・細街路拡幅整備協議は、建築主等作成の図面をもとに、建築基準法第42条第2項道路等の中心線の考え方および終端の位置の考え方を協議するものです。

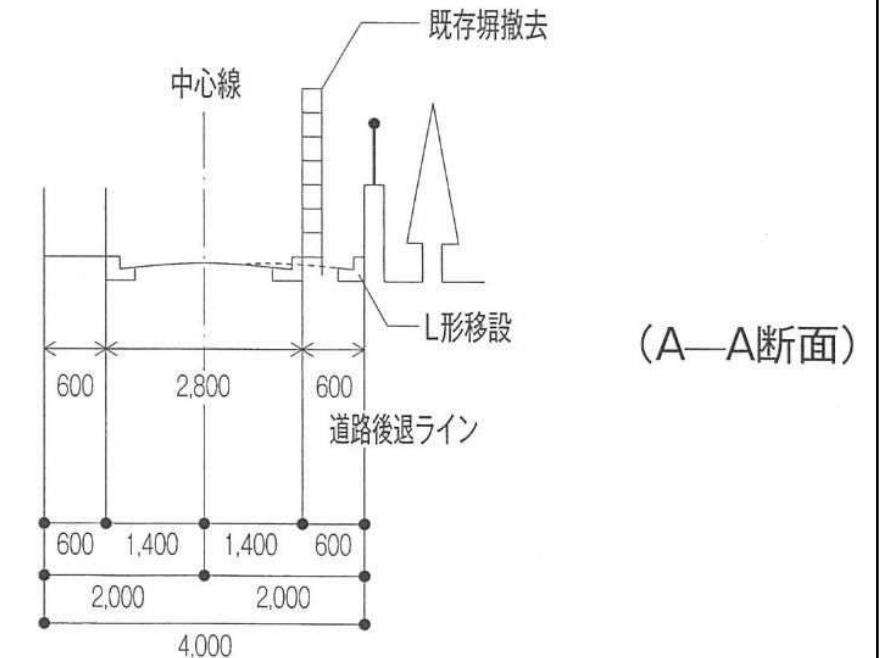
このことから、座標値、後退用地や有効宅地の面積、民境界の位置については確認していないとともに、寄付や無償使用の際の区による道路区域図等作成のための測量で道路幅員や後退幅員等に誤差が生じることがあります。

予めご了承ください。

配置図（例）



道路断面（例）



求積表（例）

(隅切の面積は別表)

No.	底辺	高さ	倍面積
①	8.000	0.598	4.784000
②	8.000	0.598	4.784000
		倍面積	9.568000
		面積	4.78 m ²

■配置図には次の事項を明示してください。

- 敷地の接する道路の位置、幅員および種類
- 撤去する塀等の配置
- 縮尺、方位、敷地の境界線
- 後退用地面積の求積

■道路断面には次の事項を明示してください。

- 中心線の根拠となる現況のL形側溝や塀等
- 後退後のL形側溝または境石

■求積表には次の事項を明示してください。

- 後退部分の面積
- 隅切の面積

■その他、次の事項を明示してください。

- 後退用地の地名地番

50 mm × 220 mm の余白を空けてください。

※区が「注意事項・説明事項」を記入します。

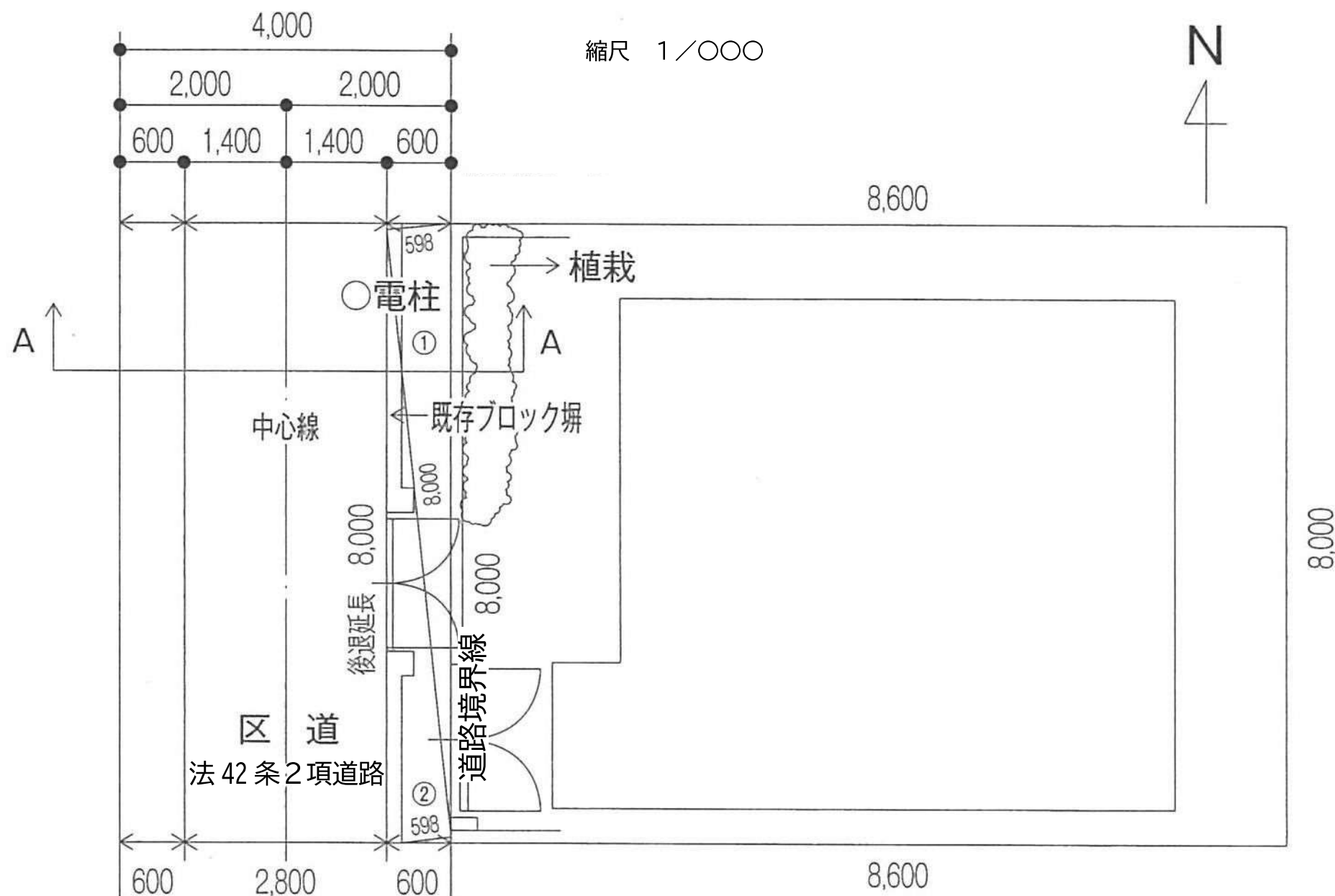
16 mm × 120 mm の余白を空けてください。
※区が「協議番号・協議済日」を記入します。

配置図等の完成イメージ

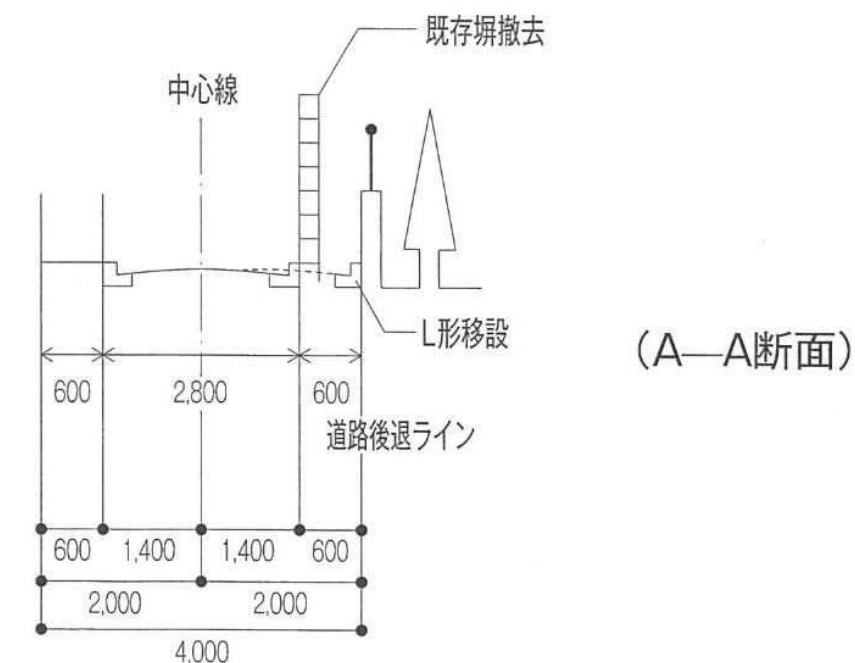
配置図等

後退用地の地名地番：品川区広町二丁目3775番2

配置図



道路断面



求積表

(隅切の面積は別表)

No.	底辺	高さ	倍面積
①	8.000	0.598	4.784000
②	8.000	0.598	4.784000
		倍面積	9.568000
		面積	4.78 m ²

注意事項 【品川区都市環境部建築課】

- ・寸法等を区が測量して確定した図面ではありません。
- ・協議時点の内容であり、現況とは異なることがあります。
- ・敷地の境界等、記載している内容を証明するものではありません。
- ・近隣での建築等の際は、測量等の現場調査を必ず行ってください。

説明事項 【品川区都市環境部建築課】

- ・本図は、建築基準法第42条第2項道路の中心線および後退線の考え方を協議した図面です。
- ・その他の記載事項（座標データ、敷地面積、他の建築計画に係る記載事項等）は本図によって協議したものではありません。なお、本2項道路は昭和25年11月28日に指定しています。

品川区細街路拡幅整備協議番号：R〇〇-〇〇〇

品川区細街路拡幅整備協議済日：令和〇〇年〇〇月〇〇日